農業所得申告の手引き

駒ヶ根市役所　税務課

記帳の際は次の資料をご用意ください

●収入金額⇒通帳、出荷伝票、配分通知書など　●支出金額⇒領収書・レシート、取引分析票など

収 入 金 額

１．販売金額　…　販売金額の計算は次のとおりです。

その年中の現金及び通帳への振込み等の入金額 － 前年期末の未収金残高 ＋ 本年期末の未収金残高

（１）販売金額は消費税込みの金額とし、農協、市場手数料などの出荷経費を相殺する前の金額を記入します。（相殺された手数料などの金額は、各々の経費科目に振分けて記入します。）

（２）自主流通米の精算金は、精算が行われた年の雑収入になります。（通帳には ○年ﾂｲｶｾｲｻﾝ、○年ﾄｸﾍﾞﾂｶｻﾝ などで表示されています。）

２．家事消費

（１）家事消費金額とは

収穫した農産物を自分で食べたり親戚等に贈答したりした場合には「家事消費」として金額に換算し収入金額に計上します。（年末に一括して見積もって計算しても差し支えありません。）

（２）家事消費金額の計算方法

① 農産物を生産している場合

｛（その農産物の販売金額－出荷に要する経費）÷販売数量 ｝ × 家事消費等の数量

② 農産物を販売していない場合の計算

市場価格や米の仮渡金価格などを参考にして求めた単価 × 家事消費等の数量

３．雑収入

（１）雑収入の種類

次のような収入については、農業所得の雑収入になります。なお、補助金等は原則として交付を受ける日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。

○　雑収入となるもの	×　雑収入とならないもの
自主流通米や加工米の精算金	農協等から受け取る出資配当金⇒配当所得の収入額
小作契約に基づく収入（農業委員会の許可なし）	小作契約に基づく収入（農業委員会の許可あり）⇒不動産収入
農協の事業分量分配金	農業用資産の譲渡収入⇒譲渡所得の収入額
農作業受託手数料	建物更正共済の満期共済金⇒一時所得の収入額
わら、もみ殻などの副産物の販売収入	電柱の敷地料金⇒不動産収入
野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金	生命共済や傷害共済など自己身体にかかる損害共済金等
出荷奨励金、価格差補償金、野菜供給安定基金等の補助金等	火災等で建物や機械が損壊したことで受け取る損害共済金等

（2）集落営農組合に関する配分所得について

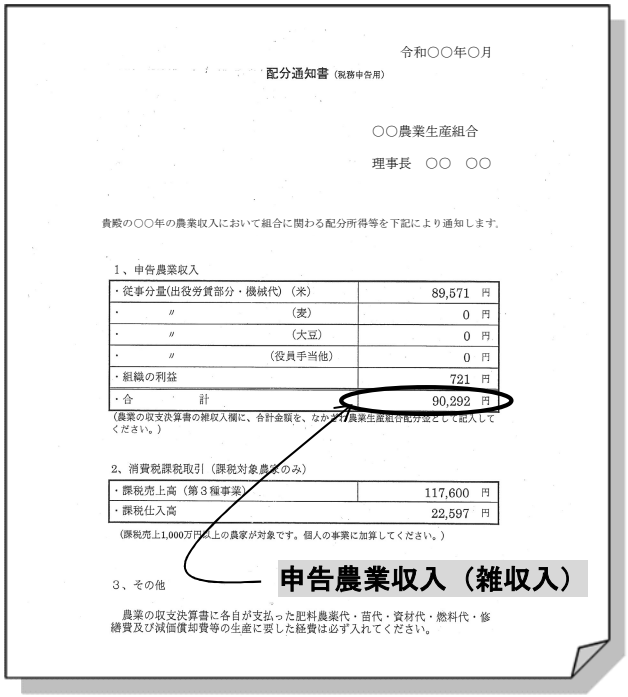

令和○○年○月

配分通知書（税務申告用）

○○農業生産組合

理事長　○○　○○

貴殿の○○年の農業収入において組合に関わる配分所得等を下記により通知します。

1、申告農業収入

・従事分量(出役労賃部分・機械代)（米）	89,571 円
・　〃　（麦）	0 円
・　〃　（大豆）	0 円
・　〃　（役員手当他）	0 円
・組織の利益	721 円
・合　計	90,292 円

（農業の収支決算書の雑収入欄に、合計金額を、なお、農業生産組合配分金として記入してください。）

2、消費税課税取引（課税対象農家のみ）

・課税売上高（第３種事業）	117,600 円
・課税仕入高	22,597 円

（課税売上1,000万円以上の農家が対象です。個人の事業に加算してください。）

3、その他

農業の収支決算書に各自が支払った肥料農薬代・苗代・資材代・燃料代・修繕費及び減価償却費等の生産に要した経費は必ず入れてください。

申告農業収入（雑収入）

集落営農組織（生産組合・集落営農（※法人は除く））の組合員の方は、申告用に組合より**「配分通知書」**が送付されます。申告の際には下記の点に留意してください。

① 配分通知書に記載された申告農業収入の合計金額は、**収支内訳書、または決算書の「雑収入」欄に記載してください。**

② 市の申告相談をご利用の場合は必ず配分通知書をご持参下さい。

支 出 金 額

1．家事費及び家事関連費の整理

（1） 個人の支出費用

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは農業経営に関して支出した経費に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。家事と事業との共用となっている場合は、適切な基準によって各々の使用割合を算出し、必要経費となる金額を計算する必要があります。

《農業部分と家事部分が共有となっている軽トラックの経費の計算方法》

１年間に支払ったガソリン代　178,050 円
１年間の走行距離　9,000 km
農業分の走行距離　1,800 km
① 農業使用分の計算
（農業用走行距離）1,800 km÷（総走行距離）9,000 km＝（農業使用割合）20%
② 農業分のガソリン代の計算
（1 年間に支払った金額）178,050 円×（農業使用割合）20%＝（農業使用分）35,610 円
※使用時間などによって農業使用割合を算出していただいても結構です。
※この割合は軽トラックの減価償却の計算（事業専用割合）でも使用します。

（2） 生計を一にする配偶者、その他の親族へ支払った対価

生計を一にする配偶者やその他の親族に、給与、家賃、借入金の利子などの対価を支払った場合でも、その支払った金額を必要経費に算入することはできません。しかし、親族が支払った経費が事業による対価を得るために要する経費とされる金額がある場合には、その金額を事業主の必要経費に算入します。

区　　分	取　扱　い
親族へ支払う給与、賃借料等	必要経費不算入
事業のために親族が他に支払う賃借料、保険料、租税公課等	必要経費に算入
事業用に供した親族の資産の減価償却費、資産損失等	

２．必要経費の主な科目

科目		内容
1	雇人費	農産物の生産や販売のため、雇人へ支払う給与・賃金（現金に代えて農産物で支給したものを含む）のほか、食事や被服などの現物で支給した費用なども計上します。ただし、生計を一にする家族へ支払った給与・賃金は必要経費になりません。
2	小作料・賃借料	小作料、農業用の土地・建物の借用料、農機具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料金など
3	貸倒金	取引先などの資力喪失のため、回収不可能となった場合の売掛金・未収金など、事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失など
4	利子割引料	借入金利息、売掛金利息、手形割引料、債務保証料、当座借越の利息支払高など
5	租税公課	土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙税など。農業部分と家事部分が共有の場合は按分し、農業部分のみ経費に計上してください。 固定資産税については、税務課で農業部分の固定資産税の支払額がわかる「税額計算書」を発行することができますのでご利用ください。
6	種苗費	種子・苗などの購入費
7	肥料費	肥料や堆肥用わらの購入費
8	農具費	バケツ、スコップ、ほうき、フォーク、小農機具（1 個又は 1 組の取得価格が 10 万円未満のもの、又は使用可能期間が 1 年未満のもの）など 取得価格が 10 万円以上のものについては減価償却費で経費に算入します。 ※減価償却の計算方法については「3. 減価償却資産の計算方法」をご覧ください。
9	農薬衛生費	農薬の購入費、家畜薬の購入費、獣医による治療代、削蹄料、共同防除の負担金など
10	諸材料費	農畜産物の生産に直接必要なビニール、わら、縄、支柱、おがくず、鉢、土（客土は除く）などの購入費
11	修繕費	農業用機械、車両、建物などに要した修理費（大修理は含まない）。
12	動力光熱費	水道料、電気料、農業機械・車両などに要した軽油・ガソリン、ハウス施設の重油等の燃料費など。農業部分と家事部分が共有の場合は按分し、農業部分のみ経費に計上してください。
13	農作業用衣料費	農作業に必要な衣類、長靴、地下足袋、帽子などの購入費
14	農業共済掛金	水稲・家畜・温室などの共済掛金、農業用資産に対する火災保険料、車両の保険料、野菜・飼料･卵価などの価格安定制度の掛金など
15	荷造運賃手数料	生産物の販売に要した袋・箱・ひもなどの購入費、販売に要した市場手数料、農協手数料、運送費、検査料、と畜料、紹介料、仲介料など
16	土地改良費	客土や揚排水施設などに要した支出で償却費相当分、毎年の維持管理費
17	雑費	上記に分類できない経費（研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など）

※減価償却資産の償却方法については、「３．減価償却資産の計算方法」をご覧ください。

※上記科目の他に、ご自身で新たに科目を決算書「その他経費欄」の空欄に設定していただいても構いません。

３．減価償却資産の計算方法

償却資産の取得時期が、平成 19 年 3 月 31 日以前か平成 19 年 4 月 1 日以後かにより計算方法が異なります。

また、平成 20 年度の税制改正において法定耐用年数が見直され、特に農業用機械及び装置につきましては資産区分が整理され、「農業用設備」として「耐用年数が 7 年」に改正されています。

（１） 定額法による計算方法

H19.4.1 以後の取得分	取得価格 × 償却率※1 × 使用月数/12 × 事業専用割合
H19.3.31 以前の取得分	取得価格 × 0.9 × 償却率※1 × 使用月数/12 × 事業専用割合 取得価格の 95%相当額まで償却した年の翌年以降は下の算式で計算 〔 取得価格 － 取得価格の 95% － １ 〕 ÷ ５

※１ 償却率 … 「収支内訳書（農業所得用）の書き方」をご参照ください。

（２） 一括償却資産の特例

10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産を取得した場合は、「一括償却資産」の特例を使うことができます。
この特例は３年間、取得価格合計額の 1/3 ずつを減価償却費として計上できるというものです。
適用を受ける場合は、決算書の減価償却の計算の「減価償却資産の名称」欄に「一括償却資産」と記載します。

一括償却資産の特例による減価償却の額の計算方法
減価償却の額 ＝ 取得価格 ÷ 3

《記帳をする際の留意事項》

① その年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の収入・支出について記帳してください。
② 収支を記帳した際に使用した、収入のわかる出荷伝票や領収書、レシートなどは 5 年間の保存が必要です（収入金額や必要経費を記載した帳簿の保存期間は 7 年間です）。
③ 減価償却資産の計算方法がわからない場合は下記までお問い合わせください。
④ 家事消費のみで販売がない場合でも、農地を所有していますと耕作状況について申告が必要です。農業決算書が届いた場合は、販売がない旨を記載していただき申告をしてください。
⑤ 記帳する項目が多い方用の、「農業収支記録帳（詳細版）」もございますので、必要な方は駒ヶ根市役所税務課、中沢支所、東伊那支所、駒ヶ根駅市民サービスコーナーへお越しください。

収支の記帳や決算書の作成について、ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先：駒ヶ根市役所 総務部 税務課 市民税係 TEL0265-83-2111（内線）275